「新しい東北」先導モデル事業 概要

平成25年7月23日 復 興 庁

「新しい東北」先導モデル事業一(1)特長①

- 〇「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組(子どもの成育環境整備や高齢者の生活支援、再生可能エネルギーの利用促進、地区防災活動、地域資源の活用等)に関する提案を公募。
- 〇応募主体は、復興の加速化に取り組む①NPO等の法人、②事業者等の組織する団体、③地方公共団体を構成員に含む団体 ※企業単独、地方公共団体単独での応募は不可。
- ○公募により広く企画の提出を求め、復興推進委員等の有識者からの意見を 踏まえ、支援対象プロジェクトを公平中立に選定。
 - ※事業の妥当性・有効性、実現可能性等を判断するため、選定にあたっては 当該事業分野の有識者の意見も聴取。
- ○プロジェクトの立ち上がり段階における、地域づくりの専門家派遣や、実証事業などを中心に、その他シンポジウム、説明会による合意形成等、ソフト分野を柱とした様々な取組を包括的に支援。(「新しい東北」先導モデル事業全体の予算規模は9億円、選定件数は60件程度を想定)

「新しい東北」先導モデル事業一(2)特長②

- 〇公募期間は平成25年8月1日(木)~平成25年8月21日(水)、9月中に選定。
- 〇選定後、復興庁と提案団体との契約により調査を実施。
- 〇実施期間は平成25年度内。予算の繰り越しは不可。
- 〇取組の実施主体からは、年度末に、成果品の検査及び今後の展開について報告を聴取するほか、取組開始から概ね3か月経過した時点で、取組の進捗状況について確認を実施。
- ○調査終了後に、取組の成果を検証するための評価を実施。
- ○事業の浸透に時間を要することも考えられるため、募集状況を踏まえ、追加 募集も検討。

「新しい東北」先導モデル事業一(3)選定基準

①先導性・モデル性

「新しい東北」の創造に向け、「先進的な発想や手法を用いて解決し得る先導性」や、 「他の地域の取組の参考となり得るモデル性」を有していること。

②持続性

「新しい東北」先導モデル事業を通じて、取組を継続的に支える地域の担い手となる人 材の育成や、運営体制の構築を行う等して、取組が本格的な展開へとつながる持続性が あること。

③相乗効果・波及効果

単体の事業だけで完結することなく、関係する他の取組と連携すること等により、当該取組からの相乗効果・波及効果が見込まれること。

④主体性

地域の関係者が各々明確な役割分担の下、自ら主体となって判断し、実行する実施体制を確保していること。

5計画性・実現可能性

全体構想が明確かつ具体的であり、構想の実現に向けた取組が整合的である、実現に必要な人材の確保を図る等、目標達成に向けた計画性があること。

⑥効率性

既存の体制等を最大限活用していること(例えば、提案主体が自助努力によって対応するための工夫や、他の資金確保方策等が明示されていること等。) 3

「新しい東北」先導モデル事業一(4)支援対象、留意事項

- 〇ソフト面の取組が支援の対象。
- 〇施設整備など、いわゆるハード整備は対象外(リースは可能とする)。
- 〇ハード整備、政府ファンド等各府省庁の既存施策を連携して活用することは可能。
- 〇ただし、提案にかかる取組内容のうち、既に国等により別途、補助金・委託費等 の支給対象となっている部分については、本事業の支援の対象外。

- 〇今後復興庁から確認をとる可能性があるため、原則、取組に関係する地方公共 団体や公益的団体の担当窓口を申請書に付記。
- ○複数の団体・事業者が「『新しい東北』先導モデル事業」の実施主体となることも可能。その場合、国との契約の相手方となる代表者又は代表団体、役割分担等を明示。